



宮 崎 県 公 報

平成25年 8 月29日 (木曜日) 第 2518 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

| | |
|---|---|
| ○県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部改正…………… (財政課) 1 | 頁 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1 | |
| ○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 2 | |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 2 | |
| ○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 3 | |
| ○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 3 | |

| | |
|---------------------------------|--|
| ○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (長寿介護課) 3 | |
| ○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 3 | |
| ○道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 4 | |
| ○道路の供用の開始 (3件) …………… (“) 4 | |

公 告

| | |
|-----------------------------|--|
| ○二級建築士免許の取消し…………… (建築住宅課) 5 | |
| ○入札公告…………… 5 | |
| ○落札者等の公告…………… 6 | |

公安委員会公告

| | |
|-----------------------------|--|
| ○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 6 | |
| ○警備員等の検定の実施について…………… 7 | |

告 示

宮崎県告示第 492号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示 (平成16年宮崎県告示第21号) の一部を次のように改正し、この告示は平成25年 9 月 1 日から適用する。

平成25年 8 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|------------|------|---------|------------|------|---------|
| 3 収納代理金融機関 | | | 3 収納代理金融機関 | | |
| 名称 | 取扱店舗 | 取扱事務の範囲 | 名称 | 取扱店舗 | 取扱事務の範囲 |
| [略] | | | [略] | | |
| 日向市漁業協同組合 | [略] | | 日向市漁業協同組合 | [略] | |
| 都農町漁業協同組合 | 同 | 同 | | | |
| [略] | | | [略] | | |

宮崎県告示第 493号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成25年 8 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅サービス事業所 | | 指定居宅サービス事業者 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|-------------|----------------------|-------------|----------------------|---------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570203069 | 訪問介護事業所 泉えん | 宮崎県都城市上長飯町5205番地 135 | 一般社団法人泉えん | 宮崎県都城市上長飯町5205番地 135 | 平成25年 6 月 1 日 | 訪問介護 |

| | | | | | | |
|------------|-----------------|----------------------|----------------|-----------------------|---------------|------|
| 4570900375 | ヘルパーステーション京町温泉 | 宮崎県えびの市亀沢 392番地21 | 株式会社京町栄寿園 | 宮崎県えびの市亀沢 391番地 2 | 平成25年 6 月 1 日 | 訪問介護 |
| 4572001354 | デイサービスセンターかわみなみ | 宮崎県児湯郡川南町川南 24773番 7 | 株式会社 S J K | 宮崎県宮崎市神宮西二丁目 132番地 2 | 平成25年 6 月 3 日 | 通所介護 |
| 4571700998 | デイサポート明輝 | 宮崎県北諸県郡三股町蓼池3536番地 3 | 合同会社 A K I R A | 宮崎県北諸県郡三股町樺山4860番地 22 | 平成25年 6 月10日 | 通所介護 |
| 4570401093 | ヘルパーステーション心の里 | 宮崎県日南市楠原 18番地 | 株式会社心の里 | 宮崎県日南市平野 1498番地 8 | 平成25年 6 月17日 | 訪問介護 |
| 4570203077 | ナーシングデイ志比田 | 宮崎県都城市志比田町5264番地 5 | 株式会社 スローライフ | 宮崎県都城市志比田町5741番地 2 | 平成25年 6 月20日 | 通所介護 |

宮崎県告示第 494号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成25年 8 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅介護支援事業所 | | 指定居宅介護支援者 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|----------------|----------------------------------|----------------|-----------------------|---------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4571900895 | 居宅介護支援事業所 ぼけっと | 宮崎県東諸県郡国富町宮王丸 366番地 ケアマネステーション国富 | 株式会社ぼけっと | 宮崎県宮崎市新名爪 8 番地88 | 平成25年 6 月 1 日 | 居宅介護支援 |
| 4571700980 | ケアサポート明輝 | 宮崎県北諸県郡三股町蓼池3536番地 3 | 合同会社 A K I R A | 宮崎県北諸県郡三股町樺山4860番地 22 | 平成25年 6 月10日 | 居宅介護支援 |
| 4570302127 | 大貫居宅介護支援事業所 | 宮崎県延岡市大貫町 5 丁目1713番地 | 株式会社メディカル東九 | 宮崎県延岡市鶴ヶ丘二丁目2002番地 2 | 平成25年 6 月18日 | 居宅介護支援 |

宮崎県告示第 495号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成25年 8 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定介護予防サービス事業所 | | 指定介護予防サービス事業者 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|-----------------|----------------------|----------------|-----------------------|---------------|----------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570203069 | 訪問介護事業所 泉えん | 宮崎県都城市上長飯町5205番地 135 | 一般社団法人泉えん | 宮崎県都城市上長飯町5205番地 135 | 平成25年 6 月 1 日 | 介護予防訪問介護 |
| 4570900375 | ヘルパーステーション京町温泉 | 宮崎県えびの市亀沢 392番地21 | 株式会社京町栄寿園 | 宮崎県えびの市亀沢 391番地 2 | 平成25年 6 月 1 日 | 介護予防訪問介護 |
| 4572001354 | デイサービスセンターかわみなみ | 宮崎県児湯郡川南町川南 24773番 7 | 株式会社 S J K | 宮崎県宮崎市神宮西二丁目 132番地 2 | 平成25年 6 月 3 日 | 介護予防通所介護 |
| 4571700998 | デイサポート明輝 | 宮崎県北諸県郡三股町蓼池3536番地 3 | 合同会社 A K I R A | 宮崎県北諸県郡三股町樺山4860番地 22 | 平成25年 6 月10日 | 介護予防通所介護 |
| 4570401093 | ヘルパーステーション心の里 | 宮崎県日南市楠原 18番地 | 株式会社心の里 | 宮崎県日南市平野 1498番地 8 | 平成25年 6 月17日 | 介護予防訪問介護 |

| | | | | | | |
|------------|------------|-------------------|-------------|-------------------|------------|----------|
| 4570203077 | ナーシングデイ志比田 | 宮崎県都城市志比田町5264番地5 | 株式会社 スローライフ | 宮崎県都城市志比田町5741番地2 | 平成25年6月20日 | 介護予防通所介護 |
|------------|------------|-------------------|-------------|-------------------|------------|----------|

宮崎県告示第 496号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅サービス事業所 | | 指定居宅サービス事業者 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|--------------|------------------|---------------|------------------|------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570201469 | ヘルパーステーション峰寿 | 宮崎県都城市梅北町11829 | 医療法人社団邦楽会河村医院 | 宮崎県都城市梅北町11829 | 平成25年6月30日 | 訪問介護 |
| 4570201535 | デイサービス峰寿 | 宮崎県都城市梅北町11829番地 | 医療法人社団邦楽会河村医院 | 宮崎県都城市梅北町11829番地 | 平成25年6月30日 | 通所介護 |

宮崎県告示第 497号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅介護支援事業所 | | 指定居宅介護支援事業者 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|-------------|-----------------|-------------|-----------------|------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570600074 | 医療法人向洋会協和病院 | 宮崎県日向市財光寺1194-3 | 医療法人向洋会 | 宮崎県日向市財光寺1194-3 | 平成25年6月28日 | 居宅介護支援 |
| 4570400772 | ケアプラン にじ | 宮崎県日南市平山541番地2 | 株式会社 にじ | 宮崎県日南市平山541番地2 | 平成25年6月30日 | 居宅介護支援 |

宮崎県告示第 498号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定介護予防サービス事業所 | | 指定介護予防サービス事業者 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|------------------|---------------|------------------|------------|----------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570201469 | ヘルパーステーション峰寿 | 宮崎県都城市梅北町11829 | 医療法人社団邦楽会河村医院 | 宮崎県都城市梅北町11829 | 平成25年6月30日 | 介護予防訪問介護 |
| 4570201535 | デイサービス峰寿 | 宮崎県都城市梅北町11829番地 | 医療法人社団邦楽会河村医院 | 宮崎県都城市梅北町11829番地 | 平成25年6月30日 | 介護予防通所介護 |

宮崎県告示第 499号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成25年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字岩下乙5278-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 500号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年 8 月29日から平成25年 9 月12日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|-------|--|------|--------------|------------|
| 26 | 県道 | 宮崎須木線 | 東諸県郡綾町大字南俣字大口5687番1地先から同郡同町同大字同字5687番1地先まで | 旧 | 20.2～22.2 | 58.0 |
| | | | | 新 | 21.7～52.8 | 58.0 |

宮崎県告示第 501号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年 8 月29日から平成25年 9 月12日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|--------|--|------|--------------|------------|
| 356 | 県道 | 法ヶ岳本庄線 | 東諸県郡国富町大字宮王丸字野添2408番1地先から同郡同町大字本庄字十日町7008番地先まで | 旧 | 7.2 ～21.5 | 390.6 |
| | | | | 新 | 7.7 ～21.5 | 390.6 |

宮崎県告示第 502号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年 8 月29日から平成25年 9 月12日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|--------|---|------|--------------|------------|
| 440 | 県道 | 高畑山本城線 | 串間市大字本城字猪ノ久保3089番2地先から同市同大字同字3093番2地先まで | 旧 | 6.2 ～14.2 | 150.0 |
| | | | | 新 | 12.6～18.6 | 150.0 |

宮崎県告示第 503号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 8 月29日から平成25年 9 月12日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-------|--|--------------|
| 26 | 県道 | 宮崎須木線 | 東諸県郡綾町大字南俣字大口5687番1地先から同郡同町同大字同字5687番1地先まで | 平成25年 8 月29日 |

宮崎県告示第 504号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 8 月29日から平成25年 9 月12日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|--------|-----------------|--------------|
| 356 | 県道 | 法ヶ岳本庄線 | 東諸県郡国富町大字宮王丸字野添 | 平成25年 8 月29日 |

2408番1地
先から同郡
同町大字本
庄字十日町
7008番地先
まで

宮崎県告示第 505号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 8 月29日から平成25年 9 月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|------------|---|--------------|
| 440 | 県道 | 高畑山 本城線 | 串間市大字 本城字猪ノ 久保3089番 2地先から 同市同大字 同字3093番 2地先まで | 平成25年 8 月29日 |

公 告

建築士法（昭和25年法律第 202号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 8 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免許の取消しをした年月日
平成25年 8 月19日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
山下 知男
二級建築士
宮崎県知事登録第7586号
- 3 免許の取消しの理由
法第13条の 2 第 1 項の規定により、平成25年 8 月19日付けで二級建築士試験の合格の決定を取り消した。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年 8 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ 1,935台
(クライアントパソコン、周辺機器、ソフトウェア、据付等)
 - (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 納入期限 平成25年12月31日
- (4) 契約期間 平成26年 1 月 1 日から平成30年12月31日まで（60月）
- (5) 納入場所 宮崎県庁本庁各課及び出先機関
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること（入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。）。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 平成25年宮崎県告示第 124号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

なお、第三者は、入札に参加できない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

 - ア 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課行政情報化システム担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7045
 - イ 提出期限 平成25年 9 月26日午後 5 時
 - ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）
- 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課行政情報化システム担当
- (2) 期間 平成25年8月29日から平成25年10月9日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課行政情報化システム担当
 - (2) 期間 平成25年8月29日から平成25年10月9日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁附属棟 2階 202号室
 - (2) 日時 平成25年9月5日午後1時30分
- 7 入札に関する質問
 - (1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

 - ア 提出期限 平成25年10月1日午後5時
 - イ 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課行政情報化システム担当
 - ウ 提出方法 電子メールで提出すること(アドレスjohoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp)。
 - (2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

 - ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。
 - イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。
- 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課行政情報化システム担当
 - (2) 提出期限 平成25年10月10日午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)
- 9 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁附属棟 2階 202号室
 - (2) 日時 平成25年10月11日午後1時30分
- 10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部情報政策課行政情報化システム担当
- 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- 15 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 16 Summary
 - (1) Nature and Quantity of Goods up for Bid:Personal comp-

- uters (1,935 computers)
- (2) Bidding Deadline: 5:00 PM on October 10, 2013
- (3) Contact Point for Inquiries:Information Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government - 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, Japan TEL:+81- 985-26- 7045

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る調達件名の名称

宿直及び交替制勤務職員のための寝具の賃貸借及び保守契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日

平成25年8月16日
- 4 落札者の氏名及び住所

小山株式会社 宮崎出張所 所長 前田 修志
宮崎市神宮1丁目252神宮コーポビル102
- 5 落札金額

寝具1組当たり2,370円(税抜単価)
- 6 一般競争入札の公告を行った日

平成25年7月4日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第17号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成25年8月29日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

- 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

| 種類 | 警備業務の区分 | 講習の実施日 | 定員 |
|--------|---------|----------------------------|-----|
| 追加取得講習 | 3号警備業務 | 平成25年11月12日(火)から同月14日(木)まで | 15人 |

- 2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

 - (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
 - (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
 - (4) 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
 - (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業

務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター(旧名称宮崎地域職業訓練センター)
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

| 警備業務の区分 | 提出日時 |
|---------|---|
| 3号警備業務 | 平成25年9月30日(月)から同年10月11日(金)まで(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時まで |

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し(追加取得講習受講者に限る。)

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

| 講習別 | 警備業務区分 | 手数料 |
|--------|--------|---------|
| 追加取得講習 | 3号警備業務 | 14,000円 |

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還し

ない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第18号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成25年8月29日

宮崎県公安委員会委員長 藤田 紀子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

| 種別 | 級 | 実施日時 |
|--------|----|--------------------------------|
| 空港保安警備 | 2級 | 平成25年12月3日(火)午前9時30分から午後5時ころまで |
| | 1級 | 平成25年12月4日(水)午前9時30分から午後5時ころまで |

※当日の受付は、午前9時から9時30分までに済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

3 定員

各15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

4 受検資格

(1) 2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

(2) 1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成25年10月21日(月)から11月1日(金)まで(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

- イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
- エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- オ 空港保安警備 2 級検定合格証明書の写し及び空港保安警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（1 級検定者のうち検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。）
- カ 1 級検定受験資格認定書（1 級検定者のうち検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。）
- キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料
検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。
納付された手数料については、受験辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。
また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
- (1) 学科試験の内容
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 乗客等の接遇に関すること。
- エ 手荷物等検査に関すること。
- オ 空港に関すること。
- カ 空港保安警備業務の管理に関すること（1 級に限る。）。
- キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
- ア 乗客等の接遇に関すること。
- イ 手荷物等検査に関すること。
- ウ 空港保安警備業務の管理に関すること（1 級に限る。）。
- エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
- (1) 受験票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受験に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。